

様式改正・追加について

- **労働保険料等算定基礎賃金等の報告(組様式第4号) ※令和4年度単年度使用**
末尾0、2は改正後の様式を使用。末尾4、5、6は改正前様式でも使用可。

- **保険料・一般拠出金申告書内訳(組様式第6号) ※令和4年度単年度使用**
(以下「申告書内訳」といいます)
末尾0、2は改正後の様式を使用。末尾4、5、6は改正前様式でも使用可。

- **令和4年度労働保険料 確定保険料算定内訳 ※令和4年度単年度使用**
(以下「内訳表」といいます)
末尾0、2のみの使用。

令和4年度3期概算訂正や令和5年度年度更新に当たり、改正後の「申告書内訳」を使用する場合は、「内訳表」の提出不要。改正前の「申告書内訳」を使用する場合は、「内訳表」もあわせて提出。

☆ 上記様式は北海道労働局ホームページに掲載しております。

ホーム>各種法令・制度・手続きへ>法令・様式集>様式ダウンロードコーナーその2>労働保険関係様式>事務組合関係様式集

算定について

- **末尾2(2元雇用)**
前期・後期で賃金総額を出し、それぞれの料率で確定保険料を算定し(この時点では1円未満を切り捨てない)、その後、前期分、後期分の確定保険料を合算し令和4年度確定保険料を算定します。(この時点で1円未満の端数を切り捨て)

- **末尾0(1元両保険・1元片保険)**
末尾2同様に前期・後期で賃金総額を出し、それぞれの料率で確定保険料を算定します。
雇用保険分のみ分けるのではなく、労災保険分についても前期・後期で賃金総額を出し、それぞれに料率を掛け、算定する必要があります。
★特別加入保険料・一般拠出金については、前期・後期に分けず、通年で算定します。
★労災保険分と雇用保険分の賃金総額が同額で、合算する前のそれぞれの確定保険料に少数点があり、合算すると1以上になる場合は、労災保険料に1円加算する必要があります。
(労災保険分と雇用保険分の賃金総額が同額で労災保険率が「0.5」単位であるときに「申告書内訳」の様式に従い、労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、「1円」の差額が発生することがあります。)
★労災のみ(1元片保険)の申告の場合も、前期・後期に分けて算定します。

- **末尾4、5、6(2元労災)**
前期・後期に分けず、通年で算定します。